

羽曳野市福祉施設等物価高騰対策一時支援金事業 Q & A

番号	区分	質問	回答
1	支給対象	令和5年6月1日時点で新規指定を受け運営を開始した施設等も対象となるのか。	令和5年6月1日時点で運営を開始している場合は、対象となります。
2	支給対象	令和5年5月31日まで運営していたが、令和5年6月1日時点で休止した場合、対象となるのか。	対象となりません。基準日である6月1日に設置・運営している必要があります。
3	支給対象	令和5年6月2日以降に指定や認可等を受けた施設等は、対象となるのか。	基準日である6月1日に設置・運営している必要があります。令和5年6月1日時点で指定や認可をされていない場合は支給対象となりません。
4	支給対象	対象施設となるためには、法人の所在地が羽曳野市内にないといけないのか。	本事業は、羽曳野市独自の事業であり、羽曳野市内に所在する施設等のみを支給対象としていますので、羽曳野市外に所在する施設等の支給申請はできません。なお、法人の所在地が羽曳野市外であっても施設等が令和5年6月1日に羽曳野市内に所在していれば支給対象となります。
5	支給対象	同趣旨の給付金を他団体（国、市町村等）から受けている、又は今後受ける予定であるが、本支援金の申請をすることはできるか。	他団体からの同趣旨の給付金を受けている、又は今後受ける予定であっても、本支援金を申請（受給）することができます。ただし、本支援金を受給した場合に、他の給付金を受けることが可能かどうかについては、他の給付金の支給要件等をご確認ください。
6	支給対象	なぜ有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅は対象外なのか。	当事業は、介護報酬など公定価格等で運営され、物価の高騰分を利用者負担に転嫁できない施設を対象とさせていただいており、左記施設は対象外とさせていただいております。ご理解ください。
7	支給対象	有料老人ホームであり、介護保険サービスの特定施設入居者生活介護の指定も受けているが、対象にならないのか。	上記理由により、対象となりません。ご理解ください。
8	支給対象	府や市町村が民間に運営を委託している場合はどうなるのか。	対象外となります。 公立施設については、直営のほか、指定管理等、運営を委託している場合も対象外となります。ご理解ください。
9	支給対象	同一施設等で、医療機関等であり福祉施設等でもある場合は、「医療機関等」向け物価高騰対策一時支援金と「福祉施設等」向け物価高騰対策一時支援金と両方申請ができるのか。	同一施設等である場合は、原則どちらかで申請いただくこととなりますが、例外もございます。「医療機関等」向け「社会福祉施設等」向けのどちらで申請するのか判断が難しい場合は必ず事前にお問い合わせください。
10	支給対象	特別養護老人ホームに医務室兼外来を受け付けるクリニックを併設している場合、「医療機関等」向け物価高騰対策一時支援金と「福祉施設等」向け物価高騰対策一時支援金と両方申請ができるのか。	このケースについては、両方の申請が可能です。「医療機関等」向け「福祉施設等」向けのどちらで申請するのか判断が難しい場合は必ず事前にお問い合わせください。
11	支給対象	同一建物で、複数サービスの指定を受けている場合（同法人、同事業所、同住所、ただし、1階と2階で分かれている場合や平面図で区分けしてサービスを受けている場合）は、各々対象となるのか。	各々のサービスで申請することが可能です。 （例1）障害児者施設の入所施設と併設型短期入所（空床型は不可）＝入所系＋入所系 （例2）障害者支援施設（施設入所支援と生活介護）＝入所系＋通所系 （例3）高齢の入所施設、併設通所事業所、訪問系事業所＝入所系＋通所系＋訪問系
12	支給対象	介護・障がいの訪問系サービスについて、同一建物で複数の指定を受けている場合（同法人、同事業所、同住所で重複してサービスの指定を受けている）は、各々対象となるのか。	いずれか1つのサービスでのみ申請できます。（重複申請できません。） （例）介護の訪問介護と、障がいの居宅介護など、訪問系サービスで複数指定をとっている場合。

番号	区分	質問	回答
13	支給対象	同一建物で、複数サービスの指定を受けている場合（同法人、同事業所、同住所、ただし、区分けせず同じ場所でサービスの指定を受けている場合は、各々対象となるのか。	①同時間における最大利用者数が各サービスごとに定員が定められている場合、各々申請することが可能です。 （例1）（介護）指定通所介護と第1号通所事業（緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）） （例2）（障がい）生活介護と就労継続支援B型（多機能型） ②同時間における最大利用者数がいずれかのサービスの定員を限度とする場合は、いずれか1つのサービスでのみ申請できます。 （例1）放課後等デイサービスと児童発達支援（多機能型障害児通所支援事業所） ③同一建物でサービス実施時間を分けている場合は、いずれか1つ（定員数が多い方）でのみ申請できます。 （例1）介護施設の通所介護事業所で複数単位（例：午前と午後に分かれている場合等）で運営している場合
14	支給対象	街かどデイハウスは対象になるのか。	介護保険法の規定に基づくサービスに該当しないことから対象外となります。
15	支給対象	地域包括支援センターは介護予防支援事業所に含まれていると考え、対象としてよいのか。	・地域包括支援センターは、市町村が実施あるいは市町村から委託を受けている社会福祉法人等が実施しているため、一時支援金の対象外となります。 ・また、居宅介護支援事業所が市町村の委託を受けて実施する介護予防支援事業も対象外となります。 ・一方、社会福祉法人等が実施する地域包括支援センターが市町村からの委託を受けずに介護予防支援事業を実施している場合は対象となります。
16	支給対象	外来診察時や検診時に利用出来るクリニック内の託児ルームは対象となるのか。	ご質問いただいた託児ルームは認可外保育事業の届出除外施設となり、対象外となります。
17	申請手続	申請はどのようにするのか。	原則郵送により申請してください。申請のお知らせを郵送する際に、返信用封筒を同封しますのでそちらをお使いください。
18	申請手続	申請に必要な書類はあるか。	・申請書に必要事項を記入の上、通帳の写しなど、支援金の振込口座の情報（金融機関名・支店名、口座種別、口座番号、口座名義）がわかる資料を添付し、提出してください。 ・指定や許可等をうけていること及び定員が分かる書類（通所系・入所系のみ）を可能な限り添付してください。
19	申請手続	振込口座の添付書類として、通帳が無い（インターネットバンキング等）場合、何を添付書類とすれば良いか。	キャッシュカードやインターネットバンキングの画面等、口座情報（金融機関名・支店名、口座種別、口座番号、口座名義）がわかるものの写しをご準備ください。
20	申請手続	申請者と異なる名義の口座を振込口座としたい場合は、どうすればよいのか。	可能な限り申請者名義（法人・施設等）の口座を指定してください。
21	申請手続	一時支援金はいつ支給されるのか。	支援金の支給は、受付・審査を終えたものから順次行う予定ですが、受付開始当初は申請が集中することが予想されます。状況によっては、申請から支給まで期間を要することがありますので予めご了承ください。
22	支給金額	保育所は認可定員で申請するのか。	「保育所」は認可定員としてください。 なお、その他児童福祉施設等（通所系）の「幼保連携型認定こども園」「幼稚園型認定こども園」「保育所型認定こども園」「地域型保育事業」「幼稚園」「児童心理治療施設（通所部）」についても認可定員としてください。